

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会
公 用 車 使 用 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉団体等が行う福祉活動や事業遂行上送迎等の必要性を認めた場合に、その移動を支援することを目的として、本会の事業運営に支障のない範囲において本会が所有する車両（以下「公用車」という。）の使用について必要な事項を定める。

(使用対象団体)

第2条 公用車の使用対象となる団体（以下「利用団体」という。）は、次のとおりとする。ただし、営利を目的とする場合は利用できない。

- ① 町内の福祉団体
- ② 市民活動センター登録団体
- ③ その他行政等で本会会長が認める場合

(使用範囲)

第3条 公用車の使用範囲は次のとおりとする。

- ① 町内及び紀北町、太地町、那智勝浦町、田辺市本宮町の範囲とする。
- ② その他本会会長が特に認める範囲とする。

(利用団体)

第4条 利用団体は、使用実績に基づき、当年度始めに別表に掲げる登録料を納付する。

(使用申請)

第5条 利用団体は、公用車を利用しようとする日の3カ月前から申込みをすることができ、1ヶ月前までに別紙公用車使用申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 第3条に掲げる利用範囲以遠の上部団体の会議等に利用する場合は、開催通知等の写しを添付すること。
- 3 原則として公用車を運転する運転手は利用団体で確保することとし、この場合は運転手の運転免許証の写しを申請書に添付すること。

(使用期間)

第6条 公用車の利用期間は、原則として一日限りとする。ただし、2日以上に亘るときは、申請時にその旨を明記して事前に会長の許可を受けること。

(使用上の負担)

第7条 公用車の使用にあたり車両運行中にかかる費用は、利用団体の負担とする。

- 2 前項の定めにより燃料を使用したときは、燃料使用料として
1 km当たり30円 (km未満は切り捨てる) を負担すること。

(使用取消し)

第8条 次に定める場合は、公用車の使用を取消しすることとする。

- ① 故障等により使用不可能となったとき
- ② 車検、定期点検等で整備点検中のとき
- ③ 突発的事故が生じたとき
- ④ その他本会会長が使用不可能と判断したとき

(遵守事項)

第9条 利用団体は、公用車の運行にあたり交通安全に努め、次のことを遵守しなければならない。

- 2 申請目的以外の使用及び転貸しの禁止
- 3 申請時の運転手以外の使用は禁止することとし、もし変更する場合は事前に必ず届け出なければならない。

(損害賠償)

第10条 公用車を過失により破損等をさせた場合は、利用団体の責任において修復をしなければならない。

- 2 公用車の運行により事故を生じたときは、利用団体の責任において損害賠償等を行なければならない。
- 3 本会会長が特に認めたものについては、公用車が加入している自動車保険の範囲内において損害賠償保険を使用することができる。

(使用運営委員会)

第11条 公用車の使用にあたり公用車使用運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を設置して、使用にあたって円滑なる運営等に資することを目的とする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、必要により会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月30日から施行する。

公用車使用規程「別表」

公用車使用規程第4条に規定する登録料は、次のとおりとする。

(当年度分：4月1日～3月31日)

連合会組織の団体	10,000円
その他の団体	3,000円

※追記：走行途中で、燃料切れ等により、給油しなければならない状況になった場合、原則として、使用者が代金を立て替え、その領収書を事務局に提出し精算する。

●その際の精算方法は、30円（1kmあたり）×走行距離－代金立替分＝正味負担金。

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会
公用車使用許可 申請書

(公用車NO. _____)平成 ____年 ____月 ____日

紀宝町社会福祉協議会長 様

申請者

住所 _____ 番地 _____
氏名 _____ (印)
電話 _____

公用車を使用したいので、下記のとおり申請します。

使用日時	平成 ____年 ____月 ____日 ()	午前・午後 ____時 ____分から	午前・午後 ____時 ____分まで
運転者名			
行き先			
使用目的			
乗車人員			
使用団体名			
使用責任者			
備考			

★運転者の免許証の写しを添付してください。

上記申請に対し、使用を 許可・不許可 する。
平成 ____年 ____月 ____日

社会福祉法人
紀宝町社会福祉協議
会長 田 中 悟

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会
公用車使用運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）公用車使用規程（以下「規程」という。）第11条の規定により、本会が所有する車両（以下「公用車」という。）公用車使用運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することを目的とする。

(委員の任務)

第2条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- 2 貸し出し等の円滑な運営に関すること
- 3 利用料等に関すること
- 4 公用車の維持管理等に関すること
- 5 その他必要な事項に関すること

(委員の構成及び定数)

第3条 運営委員会の構成及び委員の定数は、以下のとおりとする。

(1) ボランティア・市民活動センター代表	<u>1名</u>
(2) 身体障がい者福社会代表	1名
(3) 母子寡婦福社会代表	1名
(4) いきいきサロン代表	<u>1名</u>
<u>(5) 民生委員児童委員協議会代表</u>	<u>1名</u>
<u>(6) 老人クラブ連合会代表</u>	<u>1名</u>
<u>(7) 手をつなぐ親の会代表</u>	<u>1名</u>

(委員の選任)

第4条 委員の選任については、本会の会長が前条の規定により所属する会員の中から委嘱する。

(役員)

第5条 運営委員会に委員長、副委員長を置き、下記の代表が担う。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 議事の進行は、委員長が行う。
- 4 委員長事故ある時は、副委員長が代理を務める。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が都合で辞するとき、事前に会長に申し出ることとする。

3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第7条 この規程にない事項で、必要とする事項が生じたときは、運営委員会で協議し会長に具申するとともに、会長が別に定める。

2 運営委員会の庶務は、法人運営係が担う。

附 則

1. この規程は、平成21年6月1日から施行する。
2. 平成21年度に新たに委嘱された委員の任期は、第6条に関わらず、この規程の施行の日から平成23年3月31日までとする。
3. この規程は、平成25年1月30日から施行する。